

課長	課長補佐	係長	担当	支所受付

未登記家屋の所有者変更届出書

平成 30 年 4 月 10 日

志 布 志 市 長 殿

下記の未登記家屋の所有者に変更がありましたので届け出ます。

(届出者)

氏 名 志布志 太郎 (印)
 住 所 志布志市志布志町安楽〇〇番地
 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

なお、本件に関し、万一紛争が生じた場合は、当方で責任をもって解決すること、貴市には一切迷惑をかけないことを約束いたします。

原因	昭和 ・ 平成 30 年 2 月 20 日	
	売 買 ・ 贈 与 ・ 相 続 ・ その他 ()	
権利者 (新所有者)	住 所	志布志町安楽〇〇番地
	氏 名	志布志 太郎 (印)
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
義務者 (旧所有者)	住 所	有明町野井倉〇〇〇番地
	氏 名	有明 花子 (印)
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※双方に了承を得られない場合もしくは事実と異なる場合は、この届出は無効となります。

※相続の場合、原因日は死亡日で、旧所有者の押印は不要です。

※売買の場合、売買契約書の写しを添付すること。

未登記家屋の所在地	用 途	構 造	床面積	一棟コード
安楽〇〇番地	専用住宅	木造	150.26	*****
安楽〇〇番地	附属家	木造	50.26	*****

※不動産登記法代47条により取得された建物の表示登記は義務付けられています。

登記をされていないと、所有権を確定するのが難しいこともありますので、まずは登記をされることをおすすめします。

リスト	処理
-----	----